

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 3 年 12 月

【年末年始休業につきまして】

師走を迎え、顧問先様におかれましては一層ご隆盛のこととお喜び申し上げます。さて、誠に勝手ながら **12月29日（水曜日）～1月4日（火曜日）**まで年末年始休業とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解の程宜しくお願い致します。給与計算の日程等ご迷惑をおかけいたしますが、弊社担当職員と協議頂き、事前の調整を頂けますようお願い申し上げます。

【法改正】育児介護休業法改正について

令和3年6月9日に公布された改正育児介護休業法が令和4年4月より段階的に施行されます。また、9月30日には改正法に対応した育児・介護休業法施行規則、育児・介護休業法指針および雇用保険法施行規則（以下、「改正雇保則」という）が公布されました。今回は実務上必要な対応を紹介致します。

法改正の概要と施行時期

主な改正の概要は次の表の通りです。

法律	改正内容	施行時期	
育児・介護休業法の改正	① 育児休業等の周知等に関する見直し 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・取得意向確認の措置の義務付け	令和4年4月1日	
	育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け		
	有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和		
	② 育児休業の見直し 育児休業の申出方法等（省令改正事項） 育児休業の分割取得 育児休業の撤回ルール 1歳到達日後の育児休業の見直し	令和4年10月1日	
			③ 出生時育児休業の創設
			④ 1,000人超の企業に育児休業の取得状況の公表の義務付け
	雇用保険法の改正	① 育児休業給付金のみなし被保険者期間の特例	令和3年9月1日 <施行済>
② 育児休業給付の改正		令和4年10月1日	

表の中に記載している育児介護休業法の改正について、令和4年4月1日、10月1日と2回にわたる改定の施行が予定されており、社内規程や書式の整備が必要とされます。これまでの改正に比べ改正項目も多くなっておりますので今後の規定・書式の改訂事項やスケジュールを今のうちに立てることをお勧めします。

実務上必要な対応について

個別周知

取得意向確認

- 育児休業等の取得の意向を確認するための面談等の措置（取得意向確認）
- 育児休業に関する制度等について知らせる（周知事項以下①～④）
- ① 育児休業に関する制度
- ② 育児休業申出の申出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 育児期間の社会保険料について

雇用環境整備

- 育児休業に関する研修の実施
- 育児休業に関する相談体制の整備
- 事業所内での育休の事例収集・事例提供
- 育休の制度・取得促進に関する方針の周知

就業規則等の整備

- 有期雇用労働者の育児休業および介護休業の取得要件の緩和に関する規定の削除
- 育児休業の申出方法等の見直し
- パパ休暇規定の削除
- 育児休業の申出回数を「1回」から「2回まで可」に変更
- 1歳～1歳6カ月、1歳6カ月～2歳の育児休業の見直し
- 育児休業申出の撤回に関する規定の修正
- 「出生時育児休業」に関する定めを追加

【助成金】 産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

【対象となる出向】

- 雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【対象事業主】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

【出向初期経費】

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額	各5万円/1人当たり（定額）	

お問い合わせは当法人まで！